

北上地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 2 月 8 日

北上地区消防組合  
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第 1 号

北上地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員定数条例（昭和 49 年北上地区消防組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例で「職員」とは、<u>組合に常時勤務する地方公務員で一般職に属する者</u>（期間を定めて雇用される者、退職者及び地方公共団体等に派遣された者で管理者が承認したものを除く。）をいう。</p> <p>(定数)</p> <p>第 3 条 職員の定数は、<u>135</u>人とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例で「職員」とは、<u>消防組織法（昭和22年法律第226号）第 4 条第 2 項第 5 号に規定する消防職員であって常時勤務する者</u>（期間を定めて雇用される者、退職者、<u>育児休業者</u>及び地方公共団体等に派遣された者で管理者が承認したものを除く。）をいう。</p> <p>(定数)</p> <p>第 3 条 職員の定数は、<u>145</u>人とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。